

## 登記手続案内をご利用の皆様へのお知らせ

- 1 登記手続案内は、予約された方を優先させていただきます。
- 2 案内時間は、30分以内とさせていただきます。
- 3 登記手続案内の担当者が登記申請書を作成することはできません。
- 4 登記手続案内では、作成された登記申請書の内容の審査はいたしておりません(受付後、登記官が審査します。)

※ 次の事項にご注意ください。

- ・ 不動産登記、会社・法人登記に関する法律的判断を伴う手続案内は、いたしておりません。
- ・ 登記手続案内の御利用は、ご自身で登記申請手続をされる場合に限ってお受けします。
- ・ 登記の申請を行う当事者は、ご自身で判断できる能力(意思能力)が必要です。
- ・ 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、司法書士法73条違反あるいは土地家屋調査士法68条違反となる場合があります。

津 地 方 法 務 局